

倉吉市上下水道局企業管理規程第1号

倉吉市公共下水道条例施行規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月27日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市公共下水道条例施行規程等の一部を改正する規程

(倉吉市公共下水道条例施行規程の一部改正)

第1条 倉吉市公共下水道条例施行規程(令和2年倉吉市上下水道局企業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(排水設備等の工事の検査) 第6条 略	(排水設備等の工事の検査) 第6条 略 <u>2 条例第7条第2項の検査済証は、排水設備検査済証(様式第4号)によるものとする。</u>
(軽微な工事) 第7条 条例第8条に規定する管理者が別に定める軽微な工事は、第5条第1項第1号又は第2号の変更を行うための工事とする。	(軽微な工事) 第7条 条例第8条第1項に規定する管理者が別に定める軽微な工事は、第5条第1項第1号又は第2号の変更を行うための工事とする。

第1条の2 倉吉市公共下水道条例施行規程の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号まで及び様式第10号中「排水設備工事指定業者」を「排水設備指定工事店」に改め、様式第4号を次のとおり改める。

様式第4号 削除

(倉吉市排水設備工事指定業者規程の一部改正)

第2条 倉吉市排水設備工事指定業者規程(令和2年倉吉市上下水道局企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
倉吉市排水設備指定工事店規程	倉吉市排水設備工事指定業者規程
(趣旨) 第1条 この規程は、倉吉市公共下水道条例(昭和53年倉吉市条例第18号。以下「条例」という。)第8条に定める排水設備等の新設又は修繕の工事(以下「工事」という。)を行う者(以下「指定工事店」という。)の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規程は、倉吉市公共下水道条例(昭和53年倉吉市条例第18号。以下「条例」という。)第8条第2項の規定に基づき、排水設備工事指定業者(以下「指定業者」という。)の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。
(指定の申請等) 第2条 条例第8条の3第2項の規定による指定又は条例第8条の6第1項に規定する指定の更新を	(指定の申請等) 第2条 条例第8条の3第2項の規定による指定又は条例第8条の6第1項に規定する指定の更新を

受けようとする者は、倉吉市排水設備指定工事店申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて公営企業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 前項の指定又は指定の更新において、条例第8条の2第4号アの規定により指定又は指定の更新をすることができない者は、精神の機能の障がいにより工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。条例第8条の10の規定により指定を取り消す場合も同様とする。

(指定の通知等)

第3条 条例第8条の3第3項（条例第8条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、倉吉市排水設備指定工事店決定通知書（様式第3号）によるものとする。

(指定工事店証)

第4条 条例第8条の7第1項の規定による交付は、倉吉市排水設備指定工事店証（様式第4号）によるものとする。

(指定工事店証の再交付)

第5条 条例第8条の7第3項の規定による再交付の申請は、倉吉市排水設備指定工事店証再交付申請書（様式第5号）によるものとする。

2 管理者は、前項の申請があったときは、指定工事店証を再交付する。

(変更届)

第6条 条例第8条の9の規定による届出は、倉吉市排水設備指定工事店変更届出書（様式第6号）によるものとする。

(保証金)

第7条 指定工事店は、条例第8条の3第2項の規定により指定を受けたときは、保証金10万円を納付しなければならない。

2 指定工事店が条例第8条の6第1項の規定による指定の更新を受けたときは、従前の保証金をもって納付したものとみなす。

3・4 略

(保証金の充当及び補充)

第8条 指定工事店が市に損害を与え、その損害を賠償しないとき又は第14条第3項及び第15条第3項に規定する費用を納付しないときは、保証金からこれを充当し、なお不足の場合は追徴する。

受けようとする者は、倉吉市排水設備工事指定業者申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて公営企業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2 前項の指定又は指定の更新において、条例第8条の2第4号アの規定により指定又は指定の更新をすることができない者は、精神の機能の障がいにより排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。条例第8条の10の規定により指定を取り消す場合も同様とする。

(指定の通知等)

第3条 条例第8条の3第3項（条例第8条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、倉吉市排水設備工事指定業者決定通知書（様式第3号）によるものとする。

(指定業者証)

第4条 条例第8条の7第1項の規定による交付は、倉吉市排水設備工事指定業者証（様式第4号）によるものとする。

(指定業者証の再交付)

第5条 条例第8条の7第3項の規定による再交付の申請は、倉吉市排水設備工事指定業者証再交付申請書（様式第5号）によるものとする。

2 管理者は、前項の申請があったときは、指定業者証を再交付する。

(変更届)

第6条 条例第8条の9の規定による届出は、倉吉市排水設備工事指定業者変更届出書（様式第6号）によるものとする。

(保証金)

第7条 指定業者は、条例第8条の3第2項の規定により指定を受けたときは、保証金10万円を納付しなければならない。

2 指定業者が条例第8条の6第1項の規定による指定の更新を受けたときは、従前の保証金をもって納付したものとみなす。

3・4 略

(保証金の充当及び補充)

第8条 指定業者が市に損害を与え、その損害を賠償しないとき又は第14条第3項及び第15条第3項に規定する費用を納付しないときは、保証金からこれを充当し、なお不足の場合は追徴する。

<p>2 前項の場合において保証金の額に不足額を生じたときは、<u>指定工事店</u>は、<u>管理者</u>の指定する期間内にこれを補充しなければならない。</p> <p>(公示) 第9条 <u>管理者</u>は、<u>指定工事店</u>を指定し、指定を更新し、指定を取り消し、又は指定の効力を停止したときは、その都度その旨を公示する。</p> <p>(責任技術者証の携帯等) 第10条 <u>責任技術者</u>は、<u>工事</u>に従事するときは、常に排水設備工事責任技術者証を携帯し、市の職員等の要求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>(責任区分) 第12条 条例第8条の10の規定に基づく処分によって<u>指定工事店</u>が損害を生ずることがあっても、<u>管理者</u>はその責めを負わない。</p> <p>(計画の確認) 第13条 <u>指定工事店</u>は、<u>工事</u>の委託を受けたときは、条例第6条の規定による排水設備等計画確認申請書に必要な書類(設計図書及び工事費見積書)を添えて<u>管理者</u>に提出し、確認を受けた後でなければ工事に着手してはならない。</p> <p>(工事の検査) 第14条 <u>指定工事店</u>は、工事が完了したときは、当該工事を担当した責任技術者立会の上検査を受けなければならない。 2 <u>指定工事店</u>は、前項の検査の結果、不完全と認めて<u>管理者</u>が改修すべき期間を定めて改修を命じたときは、その期間内に改修して再検査を受けなければならない。 3 <u>管理者</u>は、<u>指定工事店</u>が前項の指定期間内に改修しないときは、自らの責任においてこれを行い、その費用は、<u>指定工事店</u>から徴収する。</p> <p>(指定工事店の義務等) 第15条 <u>指定工事店</u>は、<u>工事</u>の完了後において、発注者から修繕等の依頼を受けたときは、速やかに実施しなければならない。 2 <u>指定工事店</u>は、前条第1項の検査に合格した工事であっても、完了後6月以内に生じた故障については、無償で修補しなければならない。ただし、その故障が不可抗力又は使用者の責めに帰すべき理由によると認められるものについては、この限り</p>	<p>2 前項の場合において保証金の額に不足額を生じたときは、<u>指定業者</u>は<u>管理者</u>の指定する期間内にこれを補充しなければならない。</p> <p>(公示) 第9条 <u>管理者</u>は、<u>指定業者</u>を指定し、指定を更新し、指定を取り消し、又は指定の効力を停止したときは、その都度その旨を公示する。</p> <p>(責任技術者証の携帯等) 第10条 <u>責任技術者</u>は、<u>排水設備工事の業務</u>に従事するときは、常に排水設備工事責任技術者証を携帯し、市の職員等の要求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>(責任区分) 第12条 条例第8条の10の規定に基づく処分によって<u>指定業者</u>が損害を生ずることがあっても、<u>管理者</u>はその責めを負わない。</p> <p>(計画の確認) 第13条 <u>指定業者</u>は、<u>排水設備工事</u>の委託を受けたときは、条例第6条の規定による排水設備等計画確認申請書に必要な書類(設計図書及び工事費見積書)を添えて<u>管理者</u>に提出し、確認を受けた後でなければ工事に着手してはならない。</p> <p>(工事の検査) 第14条 <u>指定業者</u>は、工事が完了したときは、当該工事を担当した責任技術者立会の上検査を受けなければならない。 2 <u>指定業者</u>は、前項の検査の結果、不完全と認めて<u>管理者</u>が改修すべき期間を定めて改修を命じたときは、その期間内に改修して再検査を受けなければならない。 3 <u>管理者</u>は、<u>指定業者</u>が前項の指定期間内に改修しないときは、自らの責任においてこれを行い、その費用は、<u>指定業者</u>から徴収する。 4 <u>条例第7条第2項に規定する検査済証は、門戸その他の見やすい箇所に掲示しておかなければならない。</u></p> <p>(指定業者の義務等) 第15条 <u>施行した工事</u>の完了後において、発注者から修繕等の依頼を受けたときは、速やかに実施しなければならない。 2 <u>指定業者</u>は、前条第1項の検査に合格した工事であっても、完了後6月以内に生じた故障については、無償で修補しなければならない。ただし、その故障が不可抗力又は使用者の責めに帰すべき理由によると認められるものについては、この限り</p>
---	--

<p>りでない。</p> <p>3 <u>指定工事店</u>は、前項本文の規定による修補をしないとき又は廃業をしたとき若しくは指定を取り消されたときは、管理者が自らの責任においてこれを行い、その費用は、<u>指定工事店</u>又は廃業した者若しくは指定を取り消された者から徴収する。</p> <p>4 <u>指定工事店</u>は、<u>非常災害等緊急事態</u>が発生したときは、管理者の要請に応じて積極的に協力しなければならない。</p>	<p>でない。</p> <p>3 <u>指定業者</u>は、前項本文の規定による修補をしないとき又は廃業をしたとき若しくは指定を取り消されたときは、管理者が自らの責任においてこれを行い、その費用は、<u>指定業者</u>又は廃業した者若しくは指定を取り消された者から徴収する。</p> <p>4 <u>非常災害等緊急事態</u>が発生したときは、管理者の要請に応じて積極的に協力しなければならない。</p>
--	---

第2条の2 倉吉市排水設備工事指定業者規程の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第6号まで中「排水設備工事指定業者」を「排水設備指定工事店」に、様式第3号及び様式第4号中「指定業者」を「指定工事店」に改める。

(倉吉市集落排水施設の設置及び管理に関する条例施行規程の一部改正)

第3条 倉吉市集落排水施設の設置及び管理に関する条例施行規程(令和2年倉吉市上下水道局企業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(準用)</p> <p>第6条 排水設備の計画確認の申請及び変更の届出、排水設備工事の完了の届出、総代人の選定及び変更の届出並びに使用開始等の届出については、倉吉市公共下水道条例施行規程の例による。</p>	<p>(準用)</p> <p>第6条 排水設備の計画確認の申請及び変更の届出、排水設備工事の完了の届出、総代人の選定及び変更の届出、<u>使用開始等の届出並びに排水設備検査済証の交付</u>については、倉吉市公共下水道条例施行規程の例による。</p>

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現にある第1条の2及び第2条の2の規定による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。